

## 平成29年度 第3回 千葉市社会教育委員会議事録

1 日 時：平成30年2月15日（木）

午後2時00分から午後4時00分まで

2 場 所：千葉ポートサイドタワー 12階 第1会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

市川 秀之委員、伊藤 麻里委員、岡村 奈保委員、上條 秀元委員、三野宮 純一委員、高塚 隆委員、竹内 悦子委員、竹内 昌夫委員、田原 洋子委員、遠山 孝行委員

#### (2) 事務局

大崎 賢一生涯学習部長、山田 利雄生涯学習振興課長、木澤 康男健全育成課長、君塚 常行生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長、田島 寛純生涯学習振興課長補佐、土肥 慶典管理班主査、藤山 尊史放課後こども対策班主査、渡辺 裕之生涯学習班主任主事

### 4 議 題

(1) 議長、副議長の選出

(2) 平成30年度の審議事項について

### 5 議事の概要

(1) 議長、副議長の選出

委員の互選により、三野宮委員が議長に、田原委員が副議長に選出された。

(2) 平成30年度の審議事項について

「公民館における政治報告会等の取扱いについて」及び「（仮称）千葉市放課後子どもプランの策定について」の内容について事務局が説明し、各委員の意見を聴いた。

### 6 会議経過

議事に先立ち、事務局から資料の確認、会議の公開および会議録の承認方法、会議の成立、職員紹介を行った。

(1) 議長、副議長の選出

委員の互選により、三野宮委員が議長に、田原委員が副議長に選出された。

(2) 平成30年度の審議事項について

#### ○（三野宮議長）

「議題2 平成30年度の審議事項について」でございます。まずは、「ア 公民館における政治報告会等の取扱いについて」、事務局より説明をお願いします。

## ○（山田生涯学習振興課長）

生涯学習振興課長の山田でございます。

平成30年度の審議事項のうち「公民館における政治報告会等の取扱い」についてご説明いたします。

審議事項の内容の説明に入ります前に、まずは本市の公民館の概要についてご説明させていただきます。

資料1-2をご覧ください。

「1 公民館の設置目的・位置づけ」でございますが、公民館は、地域の生活文化向上をめざし、市民一人ひとりが豊かな人間性を培い、心豊かなまちづくりを進めるための社会教育法で規定された社会教育施設として設置されているものでございます。

「2 施設」でございますが、本市では、原則中学校区に1館の公民館を整備してきており、現在47館が設置されています。うち、21館には公民館図書室があり、また、各区に1館ずつ中核公民館を設置し、区内の公民館相互の連携を図っています。公民館の規模、職員体制は記載のとおりでございます。

「3 事業」でございますが、地域の特性に合わせた様々な主催講座の開催や、会議室、講堂・調理室などの諸室の貸し出し、市民の教養・調査研究に資する図書資料を備えた公民館図書室の運営などを行っております。

そのほか、各区に設置されている公民館運営審議会や、各公民館に設置されている公民館運営懇談会により、公民館が実施する各種事業の企画実施の調査審議などを行っております。

「4 実績」でございますが、平成28年度の実績を記載しております。

延べ利用者数は年間で約110万6千人、主催講座数は休館中であつた子手配公民館を除く46館合計で763講座でございます。そのほかは記載のとおりでございます。

「5 指定管理者制度の導入」でございますが、現在、公民館の管理運営については市が直営で行っておりますが、本年4月から指定管理者制度を導入することが市議会の承認を得て決定しており、公益財団法人千葉市教育振興財団が指定管理者となって公民館の管理運営を行います。

以上が、千葉市公民館の概要でございます。

次に、資料1-1をご覧ください。

平成30年度の審議事項であります「公民館における政治報告会等の取扱いについて」をご説明いたします。

「1 現状」でございますが、現在、本市の公民館では、千葉市公民館設置管理条例および昭和58年の千葉市社会教育委員会議の答申に基づき、政治的中立性を確保するため、議員・政党等が公民館で政治報告会や政治学習会を行うことを認めておりません。

「4 参考法令等」をご覧ください。社会教育法第23条では「公民館は、次の行為を行ってはならない。(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。」と定められております。

また、千葉市公民館設置管理条例第5条では「次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しない。(3) 特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すると認めるとき。」と定められております。

次に、資料1－3をご覧ください。

こちらは、昭和58年の社会教育委員会議で作成された、千葉市公民館運営における社会教育法第23条の解釈適用についての答申と、答申に基づき作成された例示表でございます。

全文の読み上げは割愛させていただき、要点のみを説明させていただきます。

5ページの「3 第23条適用にあたっての原則」をお願いします。

4行目には、「まず第一に、公民館に勤務する職員は地方公務員であるので、地方公務員法第36条が適用され、「公務員の政治的行為の制限」を受けるものと解する。第二は、この第一の原則を理解しながら社会教育法第23条適用にあたって直接運営を担当するものとしては、教育機関としての「政治的中立性」を堅持するように努めることが重要である。」と書かれております。

次に、下から6行目には、「原則の第三として、地区住民から使用申請のあったもので公民館長が独自で判断するのが困難な場合は、市教育委員会に申し入れる。」と書かれております。

次に、「4 予想される具体的な問題への対処」の一番下の行には、「日々問題に対処している実践の場においては、できるだけ具体的な回答を欲しているように見受けられる。そのため、市教育委員会としては、所管課において現実問題と照合させながら検討を加え、答申にかかわる運用方針として例示表を作成し、各公民館に配布しておくのが適当であるように思われる。」と書かれております。

次に、答申に基づき作成された例示表のうち、政治利用にかかる部分の説明をいたします。

12ページをお願いします。

2. 社会教育法第23条第1項2号にいう「特定の政党の利害に関する事業」関係について、でございます。

事例の一番目、「政党が行う事業のための会場使用」、二番目、「政党員のための事業および政党が一般市民に呼びかけて行う事業のための会場使用」、三番目、「政治団体員のための事業および政治団体が、一般市民に呼びかけて行う事業のための会場使用」は、その見解はいずれも、政党及び政治団体の会場利用は何らかの意味で特定の政党の利害につながるものと判断し、会場の使用を許可しないとされております。

以上が、条例及び社会教育委員会議答申に基づき作成された例示表を根拠に、議員・政党等が公民館で政治報告会等を行うことを今まで認めてこなかったという経緯でございます。

次に、資料1－1にお戻りください。

裏面の「5 他政令指定都市の状況について（現状）」の表をご覧ください。

各政令市における、議員、政党・政派・後援会等の公民館利用についての状況でございます。左から、都市名、使用者が議員の場合、使用者が政党・政派・後援会等の場合、備考となっております。

なお、社会教育法上の公民館が設置されていない政令市は、この表に含まれておりません。

まず、使用者が議員の場合は、千葉市、さいたま市を除いて、○もしくは△となっております。さいたま市は、個人での利用を認めていないため、×となっております。

仙台市は、当日空いている場合のみ利用可能なため、△となっております。福岡市

は、目的内利用としては不可ですが、市民への報告の機会として、目的外利用で許可しているため、△となっております。

次に、使用者が政党・政派・後援会等の場合は、千葉市を除いて、○もしくは△となっております。

さいたま市は、使用したいという申し出があった場合、個別に判断するとされています。福岡市は、先ほどと同様の理由で△となっております。

このように、各政令市においては、柔軟な運用がされている事例が多いというのが現状でございます。

次に、資料1-1の表面、「2 今後の方針」をご覧ください。

他都市においても柔軟な運用をなされている事例もあることから、本市でも、対応を検討するにあたり、今後の社会教育委員会議でご意見を伺いたいと考えております。

現在の使用の可否については表に記載のとおり、1番の国会議員や地方公共団体の議員が個人で政治報告会・政治学習会を行う場合、2番の政党・政派・後援会等が政治報告会・政治学習会を行う場合、いずれも使用不可となっております。

3番の市民が主催した政治学習会であれば、市民の依頼により議員が講師となる場合であっても使用可能となっております。

最後に「3 今後のスケジュール（予定）」をご覧ください。

過去の経緯や他市の状況、法令や条例等を踏まえ、本件の取扱いについて、今後ご審議いただきたいと考えており、平成30年度に社会教育委員会議に諮問をし、協議を経て、答申をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○（三野宮議長）

ただいまの説明について質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

#### ○（高塚委員）

なぜこのタイミングでこの話が出てきたのか。他市は他市、千葉市は千葉市ではないのか。

#### ○（山田生涯学習振興課長）

さきほどもご説明したとおり、他市において認めてきているケースも多く、本市においても利用の問い合わせが増えてきている現状にあることから、今後、検討を進めていく必要があると考えています。

#### ○（高塚委員）

資料1-1に「柔軟な運用がなされている事例もある」と記載されているが、これは社会教育法の趣旨から逸脱しているということではないのか。

#### ○（上條委員）

私は社会教育関係の仕事が長かったので、今回、千葉市の社会教育委員としてお声掛けをいただいたのですが、そういった経験に基づいてお話をすると、公民館の行うべき事業として、社会教育法第22条第6号で「公民館の施設を住民の集会その他の

公共的利用に供すること」と定められており、主催事業とは別の取扱いとして、利用する市民の自主性を尊重することを基本としています。

他市で認めている事例はこの規定に基づくものではないかと考えられますが、その場合でも政党や政治団体の利用は可能かという問題があり、それについては特定の政党に偏って便宜を図ることなく、どの政党に対しても平等であれば問題ないということになります。つまり、住民の政治学習の機会をできるだけ提供するという趣旨になります。

これは、社会教育法の解説においても同様に述べられています。

#### ○（三野宮議長）

上條委員より、他政令市の対応状況について、社会教育法第22条第6号の規定に基づいて行われているのかどうかというご意見がありましたが、この辺りをもう少し具体的に調査していただきたいと思います。

#### ○（市川委員）

現時点で、他市がどのような論理に基づいて運営されているのかといった情報はありますか。

#### ○（山田生涯学習振興課長）

資料に掲載している内容は全て社会教育法に基づく公民館についてのものであり、社会教育法から逸脱した運営はされていませんが、現時点ではこれ以上の情報は持っていないため、今後、調査を実施していきたいと思います。

#### ○（市川委員）

今後、調査を実施するにあたっては、各市のより具体的な取扱いの状況についてまとめていただきたいと思います。

#### ○（竹内（悦）委員）

資料を見ると、社会教育法上の公民館未設置市の取扱いについては掲載されていませんが、これらの市には、公民館のような使われ方をしている施設があるのかどうか、ある場合は政治利用についてどのような取扱いになっているかといった調査はされていますか。

#### ○（山田生涯学習振興課長）

社会教育法上の公民館未設置市については今回、調査対象としておりません。

#### ○（上條委員）

この資料の中に目的外利用という表現がありますが、団体が会合のために使う場合は目的外、住民を対象として学習の機会を提供する場合は目的内ということになります。政党や政治団体などについても同じで、内部の打合せなどに使う場合は目的外ということになるのではないかと思います。

○（三野宮議長）

ありがとうございました。他にご意見はありますか。

○（竹内（昌）委員）

他の委員からも疑問が出ていましたが、なぜこのタイミングでこの議題を出されたのか。周りから強いニーズがあったのか、他政令市に遅れを取らないようにということなのか。それによってどう変えていきたいのかをもう少し詳しく教えていただきたい。

○（大崎生涯学習部長）

市議会の一般質問において、公民館における政治活動について質問があったのは事実ですが、今すぐ一定の方向性を決めるということではありません。

公民館が市民の学習の場として機能していくためには、さまざまな主催講座を実施していくとともに、市民の皆さまが知りたい情報を公民館から入手できるようにならなければいけないと考えています。

一方で、本市の公民館は社会教育法に規定された社会教育施設であり、政治的中立性の確保と市民の知る権利に配慮し、それらが両立できる形での使用のあり方を考えていかなければなりません。

また、選挙における投票率の低下など、政治離れや政治に対する無関心といったことが深刻な問題となっており、公民館において、市議会でもどのようなことが議論されているかを報告することくらいは認めてもいいのではないかとこの考え方もあるかもしれません。

現状では、他の政令市がどこまで認めているのかについて資料に掲載されている内容以上のことは調査できていないため、今後、より詳細な内容について調査を行いながら、審議を進めていただければと思います。

○（竹内（昌）委員）

選挙権が18歳に引き下げられたり、投票場所が便利な場所に設定されたりと、政治に対する関心を少しでももってもらおうと様々な工夫が行われてきていることから考えると、公民館においてもこういった趣旨に基づいた使用のあり方を前向きに検討していくべきではないかと思う。

現在、公民館は9時から21時まで開館しているが、17時以降の使用は少なくなる傾向にあるため、例えば17時から21時の間に政治の学習を行うといったことも考えられるのではないかと思う。

○（伊藤委員）

公民館を民間が管理するとなると、明確なルールが必要になってくると思う。資料によれば、特定の政党その他政治団体の利害に結びつく内容でなければ可としている都市もあるようだが、基本的に政治団体が使用するのであれば利害に結びつかない訳はないと思う。そう考えると、どの政党に対しても門戸を開くことはできないのではないか。政治に興味を持ってもらったり、投票率を上げるために公民館を使うのであれば、そういった内容の講座を開催するという考え方もあるのではないか。

政党の規模などから考えても、どの政党にも平等にというのは難しいのではないかと思いますし、明確なルールを構築しなければ門戸を開けないということであれば、むしろ今のルールのままでも悪くはないのではないかと思います。

○（三野宮議長）

ありがとうございました。遠山委員はいかがでしょう。

○（遠山委員）

他の委員の方からもあったように、なぜ、今、この議題を出してきたのかと思う。また、資料には各都市の状況について現状しか載っていないので、取扱いが変わってきたのか、もし変わったのならなぜ変わったのかが分からず、それがないと判断がつかないと思います。

○（三野宮議長）

岡村委員はいかがでしょう。

○（岡村委員）

市民参画を進めていくにあたって、政治に対する関心を高めていくというのは現代の流れであると思います。

ただ、そこに政治家が絡んでくると、どうしても宣伝につながるという側面は否定できない部分もある。だからといって、明確な線引きをしようとすれば、ますます市民と政治の距離は遠くなってしまっているのではないかと。

そういう意味では、この問題について総論としては賛成です。

ただ、一つひとつの内容を精査してルールを明確化、明文化して市民の皆さまにも分かりやすくしていけないと思いますし、各都市の個別事例を細かく検討していく必要があるのではないかと思います。

ひとつ質問ですが、現状で、議員の方が宣伝にはつながらない内容の政治報告会などを開く場合、こういった施設を利用しているのでしょうか。

○（山田生涯学習振興課長）

公民館は使えませんが、公共施設としてはコミュニティセンターの利用が可能です。

○（岡村委員）

既に利用できる公共施設があるということであれば、今後、なぜ公民館でも許可していくのかという理由付けをはっきりさせなければならないと思います。

○（三野宮議長）

ありがとうございました。他にご意見はありますか。

○（竹内（悦）委員）

議員の活動の中には、市民の皆さまから意見をいただき、それを精査して提案していく「広聴活動」というものがあります。

こういった活動を通じて、政治の世界と市民の生活は別のものではなく、つながっているものであることをもっと市民の方に知ってもらいたいと思っています。

公民館という身近にある施設で政治について取り扱っていくことができれば、市民の皆さんももっと政治を身近なものに感じるきっかけになるのではないかと思います。

#### ○（伊藤委員）

資料によれば、千葉市以外の政令市で×がついているところはありませんが、実際は政治活動的な利用はできないようになってきているところが多いのではないかと。

#### ○（山田生涯学習振興課長）

各市とも、どこまで認めているかという程度の差なのではないかと思います。

千葉市では一切認めていませんが、今後、どのような条件でどこまで認めたらよいのかということを審議していただきたいと考えております。

#### ○（大崎生涯学習部長）

来年度以降、本件について協議をしていただきたいと考えている中で、事前に何の情報もなく、唐突に議論を行う訳にもいかないため、まずは他の政令市の状況を調査し、資料として提示させていただいたうえで、ご説明をさせていただいたところです。

今後、議論を深めていただくにあたり、委員の皆さまからいただいたご意見等を踏まえ、より詳細に他都市の状況を調査したうえで、次回以降、ご説明をさせていただきたいと考えております。

#### ○（遠山委員）

他市への調査を行うにあたり、社会教育法に書かれている「特定の政党の利害に関する事業」の「事業」とは何を指しているのか、他市はこの「事業」をどう判断しているのかについても確認してほしい。

#### ○（三野宮議長）

委員の皆さま、様々な視点からご意見をいただきありがとうございます。

事務局におかれましては、これらの意見を踏まえ、資料を準備していただきたいと思っております。

それをもって次回以降、審議を深めていきたいと思っております。

以上で、「ア 公民館における政治報告会等の取扱いについて」を終わります。

続いて、「イ 「(仮称) 千葉市放課後子どもプラン」の策定について」、事務局より説明をお願いします。

#### ○（君塚担当課長）

放課後子ども対策担当課長の君塚でございます。

「(仮称) 千葉市放課後子どもプラン」の策定について、ご説明いたします。

このプランは、千葉市の放課後の子ども施策について、総合的・計画的に展開するための指針として策定しようとするものでございます。

策定にあたりましては、平成30年度の社会教育委員会会議において、これまでの事



業実績やこれから実施する市民対象アンケートの結果等をお示ししたうえで、委員の皆さまより様々なご意見をいただき、プランに反映させていきたいと考えております。

資料2-1をご覧ください。

まず、千葉市の放課後施策の基本的な考え方ですが、1つ目に全ての子どもに安全・安心に過ごせる居場所を提供すること、2つ目に全ての児童を対象に「学びのきっかけ」を提供すること、これは、共稼ぎで送迎が難しい家庭や貧困家庭の児童も放課後の過ごし方を選択できる環境を提供していきたいということと、企業等による質の高いプログラムの継続と地域教育力の維持・向上を図るということでございます。

そして、3つ目に納得感のある保護者費用負担を検討し、財政的に安定した運営を実現したいと考えております。

次に、千葉市ではどのような放課後施策を実施しているかですが、まずは放課後子ども教室、これは教育委員会の生涯学習振興課が所管しております。次に子どもルーム（放課後児童クラブ）、これは市長部局の子ども未来局健全育成課が所管しております。3つ目として放課後子ども教室・子どもルーム一体型、これは平成29年度より開始したモデル事業で、教育委員会の生涯学習振興課が所管しております。

この一体型事業についてですが、別紙2-2のイメージ図をご覧ください。

この事業を実施しているのは美浜区の稲浜小学校になりますが、ここの児童の放課後の過ごし方としては、授業終了後そのまま下校をするパターンのほか、放課後子ども教室に参加をするパターン、子どもルーム的な居場所に参加するパターンがございます。

このうち、放課後子ども教室では、自由遊び、一体型事業を受託しているNPO法人が実施する工作や料理、ゲームなどの体験活動プログラム、有料で実施する学習塾的な内容の算数、英会話体操教室等の継続プログラムの3通りがあり、子どもルーム的な居場所への参加を含めると、子どもたちには4通りの選択肢が用意されていることとなります。

ここでは、受託事業者が指導員を配置し、児童数に応じて柔軟に対応をしております。

そして、17時になると放課後子ども教室に参加している児童は下校します。引き続き就労家庭の児童については、17時を過ぎて19時まで、子どもルーム的な機能として児童をお預かりし、19時に保護者の方々がお迎えにみえて一緒に帰宅するという流れになっております。

この放課後子ども教室と子どもルームの両方の機能を併せもったものを「一体型」として事業展開をしています。

資料2-1にお戻りください。

今後の取組みについてですが、ただいまご説明しましたモデル事業を含め、これまで実施してきた事業の成果、課題を評価、検証するとともに、安全・安心な居場所のニーズ精査、放課後における「学びのきっかけ」のニーズや効果の精査、地域・学校ごとの特性、ニーズの精査を行いながら、平成31年3月を目途に「(仮称)千葉市放課後子どもプラン」を策定していきたいと考えております。

今後のスケジュールですが、平成30年度に社会教育委員会議をはじめ、総合教育会議、教育委員会会議においてご意見をいただき、計画を策定したうえで、31年度よりプランに基づく計画的な事業展開を図っていきたいと考えております。

また、スケジュール表の放課後子ども教室欄に活動支援（10校）という表記がありますが、これは、現在、地域の方々のご協力をいただきながら実行委員会形式で運営している放課後子ども教室について、高齢化等による担い手不足や子どもたちに提供するプログラムの企画や開発が負担になっているという課題の解決や、プログラムの内容を充実させていくため、平成28年度から教育委員会事務局に総合コーディネーターを配置し、新たなプログラムの開発、提供や事業運営の補助などを行っているもので、中には、企業や大学の研究室等と連携し、子どもたちが貴重な体験をすることができるプログラムの提供なども行われてきており、30年度以降も引き続き実施していく予定です。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○（三野宮議長）

ただいまの説明について質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○（高塚委員）

一体型事業のそれぞれの利用者数と負担額について教えてほしい。

○（君塚担当課長）

稲浜小学校は全校児童が150人ほどいますが、そのうち91人が放課後子ども教室に登録しています。

負担額は17時までの利用者は月額2,000円、17時以降19時までの利用者はそれに加えて月額5,000円の負担をいただいております、17人が19時まで利用している状況です。

○（上條委員）

継続プログラムへの参加にはいくらくらいかかるのか。

○（君塚担当課長）

継続プログラムはこれとは別に月額5,000円前後の額をご負担いただいておりますが、市価よりは安い価格での設定としております。

○（岡村委員）

継続プログラムの開催は週1回程度か。

○（君塚担当課長）

週1回になります。

○（遠山委員）

ということは、継続プログラムに参加する場合は、放課後子ども教室の2,000円と継続プログラムの5,000円、17時以降の利用もする場合はそこにまた5,000円が加わって全部で12,000円になるということか。

○（君塚担当課長）

はい、12,000円になります。

○（伊藤委員）

年齢制限などはあるのか。

○（君塚担当課長）

稲浜小学校に通っている児童であれば1年生から6年生まで誰でも参加可能です。

○（竹内（悦）委員）

継続プログラムを実施することになったきっかけは何か。

○（君塚担当課長）

学びのきっかけとして様々な選択肢を提供すべきと考え、継続プログラムもその一つとして導入いたしました。

○（竹内（悦）委員）

継続プログラムへの参加者はどのくらいか。

○（君塚担当課長）

複数のプログラムを重複して利用している児童もいますが36人です。

○（竹内（悦）委員）

1プログラムごとに5,000円かかるのか。

○（君塚担当課長）

そのとおりです。例えば2つのプログラムに参加すれば10,000円になります。  
ただ、これについては、お子さんを塾へ送迎をしなくてよいという点で便利である  
と考える保護者の方もいらっしゃるようです。

○（上條委員）

放課後子ども教室の中に自由遊び、体験活動、継続プログラムとありますが、一旦  
どれかを選択すると、他のものは選べないのでしょうか。

○（君塚担当課長）

日ごとにさまざまなプログラムが用意されており、例えば材料の準備が必要な料理  
教室といった事前に申し込みが必要なものを除けば、基本的に子どもたちがその場で  
参加したいものに参加するというスタイルになっております。

○（伊藤委員）

子どもルームは、管理者側で子どもたちの出欠を把握し、最初から最後まで責任を  
もって管理をしていますが、この一体型でも同様に行われていると考えてよいか。

○（君塚担当課長）

はい。ここでも子どもルームと同様に行われております。

また、出欠についてはカード式を採用しており、一体型に参加したときと帰るとき、カードをタッチすることにより、保護者の方にメールで通知が行くようになっております。

○（上條委員）

スタッフの高齢化などもあって総合コーディネーター方式を採用されているとのことですが、導入の効果などについてももう少し具体的に教えてください。

○（君塚担当課長）

平成28年度より総合コーディネーター制度を導入し、モデルとして実施している活動支援校10校での比較ですが、1校あたりの放課後子ども教室実施回数が平成27年度の13回が28年度は24回と10回以上増加したほか、参加児童数についても延べ人数で約9,000人の増となっております。

○（伊藤委員）

子どもルームは学校の状況に応じて学校の敷地内にあったり、敷地の外にあったりしていますが、放課後子ども教室はどこでやっているのですか。

○（君塚担当課長）

放課後子ども教室は、学校の余裕教室や体育館などをお借りして運営しております。稲浜小学校の一体型については子どもルームと同じように、学校内の一部を改修して運営しております。

○（伊藤委員）

夏休みもやっていますか。

○（君塚担当課長）

夏休みもやっております。

なお、夏休みは朝から夕方までとなるため、2,000円の利用料金を3,000円とさせていただいております。

○（高塚委員）

17時以降の利用は17人しかいないとのことであったが、費用的に参加できないという家庭があるのか。学校の中で、お金が払えないから参加できないということがあっていいのか。

○（君塚担当課長）

17時以降は就労家庭の児童のみとなるため、保護者の方が17時には家に居るといふご家庭もあるでしょうし、2,000円で体験できるプログラムだけ参加したいというご家庭もあると思いますが、今、高塚委員がおっしゃったようなご意見も実際

にはいただいているところです。

○（岡村委員）

一体型の中に子どもルーム的機能という表記があるが、既に子どもルームに通っている児童はここには参加できないのか。

○（君塚担当課長）

稲浜小学校には元々子どもルームが無く、新たにルームを設置しようとした際に、文部科学省と厚生労働省より放課後子ども教室と子どもルームの一体的な運営も有り得るといった見解が示されたため、モデル事業として一体型を開始したという経緯がございます。

○（岡村委員）

今後、この一体型を他の学校に展開していくにあたり、既に子どもルームが設置されている場合はどのように折り合いをつけていくのか。

○（君塚担当課長）

それについては、プランの中でお示ししていきたいと考えております。

○（岡村委員）

活動支援を実施している10校の放課後子ども教室は有料なのか。

○（君塚担当課長）

無料で行っております。

○（岡村委員）

その財源はあるのか。

○（君塚担当課長）

10校分の予算を計上しております。

○（上條委員）

この一体型を導入されたというのは大変積極的な取組みで、素晴らしいと思います。これからは、PDCAサイクルの点からも、この取組みについて検証をして、更に改善を加えていってほしいと思います。

また、成果について、ぜひ情報公開もしてもらいたいと思います。

ところで、さきほどお話のあった総合コーディネーターについて、どういった方をお願いしているのかについて教えてください。

○（大崎生涯学習部長）

総合コーディネーター方式を導入した経緯について説明させていただきます。

千葉市の放課後子ども教室は平成18年度より本格的に全校で実施し、「地域の子ど

もは地域で育てる」を基本コンセプトとして、各小学校に通う児童の保護者の皆さんや地域住民の方々にプログラムの作成や実施をお願いしてきました。

ところが、時間の経過とともに担い手が不足し、結果的に放課後子ども教室の実施日数が伸び悩む学校が増えてまいりました。

このことから、運営が厳しい状況となっている学校に対し、プログラム開発を含めた活動支援を実施する方向で検討を行い、28年度から民間事業者を公募するとともに、教育委員会に総合コーディネーターを配置したところです。

現在の総合コーディネーターは元教員の方が務められておりますが、その事業者が指導員等を雇用し、各校の支援にあたっているという状況です。

支援校数について予算の制約はありますが、今後も可能な限りの支援を続けていきたいと考えておりますが、活動支援による成果も出ている一方で、プログラムの充実化が図られることにより、そこでお手伝いをいただく保護者の方や地域の方々の負担がさらに増加するという問題も生じているため、特に児童数の多い学校については重点的に支援を行っているところです。

また、稲浜小学校で実施している一体型事業は、モデル事業という扱いですが、プログラムの充実や見守り機能についての保護者の皆さまからの評価も高く、今後の放課後の子どもたちの過ごし方については、一体型事業を中心に考えていきたいということを総合教育会議の中で議論を重ねているところです。

#### ○（市川委員）

今、ご説明いただいたことについて、まさに質問をしようと思っていたところです。

平成31年度以降、プランに基づく事業展開を行うということでしたが、千葉市として、放課後子ども教室や子どもルーム、一体化事業をどういった方針で、どういった方向に持っていきたいのかをお聞かせください。

#### ○（大崎生涯学習部長）

放課後施策は学校教育と社会教育が連携した非常に重要な取組みであると認識しており、今後、プランの策定を進めていく中で、皆さまに進捗状況を報告させていただくとともに、ご意見もいただきたいと考えております。

今後の具体的な方向性を明示する段階にまで至っておりませんが、稲浜小学校のモデル事業から得た成果や課題等を検証していく必要があると考えております。

また、この事業は貧困対策というよりは、学校の授業が終わって自宅へ帰るまでの時間を有効に活用するため、さまざまな学びの機会を提供することが子どもたちの学力を含めた成長に寄与すると考えて実施しているものでございます。

#### ○（田原副議長）

この事業によって、稲浜小学校の子どもたちの学力は向上していますか。

#### ○（大崎生涯学習部長）

そういった点も踏まえ、今後データを集めて検証していきたいと思っております。

○（遠山委員）

子どもルームについて伺いたいのですが、子どもルームは登録するのに費用は発生するのですか。

○（木澤健全育成課長）

子どもルームに登録すると、18時までの利用で月7,400円の費用がかかります。19時まで利用する場合はさらに1,000円がかかります。

○（遠山委員）

その利用料によって子どもルーム全体を運営しているのですか。

○（木澤健全育成課長）

利用料金のほか、国・県からの補助金と市費によって運営しております。

○（遠山委員）

一体型事業の場合、運営費用はどうなりますか。

○（君塚担当課長）

一体型事業も子どもルームと同様、利用料金、国・県からの補助金、市費による運営となります。

○（田原副議長）

一体型の場合も、17時以降の子どもルーム的機能を利用した場合は保護者がお迎えにくるのですか。

○（君塚担当課長）

はい、お迎えに来ていただいております。

○（遠山委員）

自治会もそうなのですが、どの地域でも担い手がいない状況なので、事業者に委託するという考え方は非常にいいのではないかと思います。その中で、協力いただける方にはご協力いただくというやり方が良いと思います。

○（君塚担当課長）

稲浜小学校においても、これまで放課後子ども教室に携わっていただいた方には引き続きご協力をいただいております、事業者に委託したからといって地域の方々を排除するといった考え方はもっておりません。

○（岡村委員）

地域で子どもたちと接している中で、放課後対策は一番の課題であると感じています。教育委員会が事業を行うと、どうしても学びの場の提供や何かの体験というスタイルになってしまいがちなのですが、地域が一番必要としているのは生活の場として

の放課後の居場所です。

それが子どもルームということになると思いますが、教育委員会に求めたいのは、放課後に校庭や教室の一部を開放していただき、そこにコーディネーターではなく見守りの大人がいればよいという形で、まずはそういうところから始めてほしいというのが地域の切実な願いです。例えばちょっと教室を貸してもらおうとすると、子どもたちの個人情報の保護や、冬であればインフルエンザ菌の蔓延防止などのさまざまなハードルがあって、なかなかうまくいきません。

そういった地域の想いを汲んでもらったうえで事業に取り組んでほしいと思います。

そして、福祉的な立ち位置である子ども未来局とうまく協力しながら、プランを策定していただければと思います。

### ○（大崎生涯学習部長）

校庭開放や学校施設開放については、以前に比べれば少しずつは進んできていると思いますが、全ての学校が開放をしているというところまでは至っておりません。

ただ、現場の意識として、学校が教育委員会の施設ではなく、市の施設であるという方向に変わってきているとは思いますが、確かに教育課程で学校を使っている間は守らなければならないものはあると思いますが、すでに教育課程が終わった後、特に土日についてはできるだけ地域に開放していくという仕組みが作られてきているので、可能な限り、地域に開かれた学校にしていく必要はあると考えております。

### ○（伊藤委員）

私の住んでいる地域には、お金を払わなくても子どもたちが集まれる市の施設があります。

稲浜小の放課後子ども教室の利用者は全校児童150人中91人とのことでしたが、放課後子ども教室の利用にお金を払っていない子どもたちは参加できないという仕組みであれば、お金を払っている子どもと、そうでない子どもは一緒に遊ぶことはできないということになってしまいます。

うちの地域にある施設では、お金を払わなくても子どもたちが集まってくるので、そこに行けば誰かがいるということになり、実際、自分の子どももそこに行って一緒に遊んだりしています。

さきほど、学びのきっかけの提供というご説明がありましたが、仲の良い子たちと好きなように一緒に過ごしてそこで切磋琢磨していくことが、子どもにとって一番の学びなのではないかと思えます。

一体型事業は素晴らしい取組みで、うちの小学校区にあれば自分の子どもも参加させていると思いますが、学びとか学力といったものではない子どもたちのあり方みたいなものも、必要なのではないかと思えます。

### ○（竹内（悦）委員）

子どもルームの現状についてお伺いしたいのですが、現在、待機児童はいますか。また、今後の見込みはいかがですか。



○（木澤健全育成課長）

児童福祉法の改正により対象年齢が小学3年生から小学6年生までに拡大されたことなどにより、子どもルームの利用規模は大幅に増えてきており、待機児童も出ています。

ルームの整備や指導員の確保、担い手の多様化などの対応に努めておりますが、利用の増加に追いついていない状況です。

○（三野宮議長）

議長の立場で質問をしてしまって申し訳ないが、学校施設を活用している子どもルームの実態について教えていただきたい。

○（木澤健全育成課長）

子どもルームの設置に関する基本的な考え方を説明させていただきますと、まずは学校の空き教室などの活用、次に学校敷地内への設置、それも難しい場合は学校外のテナントの借用という順番で対応しておりますが、4年生以上も受け入れるにあたっては、平成29年度は34か所で学校の図書室を活用しております。

○（伊藤委員）

私は子どもルームの必要性を強く感じていますが、一番強く感じたのは東日本大震災のときです。あのときは、子どもルームに一番最後に保護者が迎えに来たのが次の日の朝10時だったという話を聞いたことがあります。そのときも最後まで責任を持って子どもを預かってくださったそうですが、ルームに入ってなかった子どもの中には、ひとりで夜を過ごした子もいたそうです。

なかなか難しい面もあるとは思いますが、今後も子どもルームを拡大していただけるとありがたいと思っています。

○（三野宮議長）

ありがとうございました。

本日は委員の皆さまの積極的なご発言により、とても実りの多い会議になったのではないのでしょうか。

今回の案件につきましては、来年度以降、審議を深めていきたいと思っております。

以上で本日の議事は終了といたします。

問い合わせ先	千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電話	043-245-5953
ファックス	043-245-5992
電子メール	shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp